

大船渡市林野火災を踏まえた 今後の消防防災対策の概要

総務省消防庁総務課長 大塚 大輔



1 はじめに

消防庁では、本年2月26日に岩手県大船渡市において発生した林野火災を踏まえ、本年4月から林野庁と共同で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」(以下「検討会」)を開催しました。

検討会は、学識経験者のほか、消防関係者、森林関係者の合計22人から構成され、座長はNPO法人日本防火技術者協会理事長の関澤愛氏に務めていただきました。

8月22日に開催された最終回の第6回会合まで活発な議論が行われ、同26日には座長の関澤愛氏から大沢消防庁長官及び谷村林野庁次長に対し、取りまとめられた報告書の手交が行われました。本稿では、報告書における提言内容を踏まえた今後の消防防災対策の概要について紹介します。

2 報告書の主な内容

1 林野火災における予防・警報のあり方

(1) 予防・警報のあり方

- ア たき火の届出制度及び火入れの許可制度
 - ・火災予防条例(例)において、たき火が届出の対象であることを明確に位置付けることが必要。
 - ・国や各市町村において森林法第21条に基づく許可制度の周知を行うこと、火入れを許可する部局と消防本部との情報連携を強化することが重要。
- イ 林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令

- ・火災の予防上危険な気象状況になった際に、林野火災予防に係る注意喚起等を行い、林野周辺において住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報を創設し、火災予防条例(例)上に位置付けるとともに、具体的な発令指標を設定することでの確な発令を促すことが必要。

[林野火災注意報の発令指標の設定(案)]

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

- ・消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、林野火災警報との通称を用いることとし、火災予防条例(例)において、林野火災警報発令時の火の使用制限の対象区域を林野火災の発生の危険性に応じて指定することを可能とすることで、林野火災予防に着目した的確な発令を促すことが必要。

[林野火災警報の発令指標の設定(案)]

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

- ウ 顕著な少雨が確認された際の注意喚起
 - ・広範囲にわたる顕著な少雨が確認された場合には、気象庁及び消防庁が臨時の記者会見等を通じて注意喚起を行うことなどが効果的。

(2) 林野火災に係る広報・啓発の強化

- ・全国山火事予防運動の機会等を通じて、林野

火災の特徴に留意した戦略的かつ幅広い広報・啓発活動を一層強化することが必要。

- ・消防機関だけでなく、幅広い部局が参画した広報・啓発を実施することが重要。

(3) 林野火災に強い地域づくり

- ・延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動に必要な林道や防火水槽の整備、林野に近接する居住地域における防火対策の推進が重要。

2 大規模林野火災に対応できる消防防災体制のあり方

(1) 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

ア 的確な情報把握

- ・ヘリやドローンなどの情報把握に資する資機材を整備するとともに、緊急消防援助隊に新設された情報統括支援隊の活用等により迅速で継続的な情報把握体制を構築していくことが必要。

イ 早期の応援要請

- ・散水量の大きい自衛隊の大型ヘリが活動するため、地方公共団体は、自衛隊への災害派遣要請に先立ち、当該ヘリの活動基盤を選定しておくことが必要。
- ・各消防本部は、時機を逸することなく応援要請を行えるよう、林野火災に係る応援要請基準を受援計画で明確化し、受援計画に基づいた訓練を定期的に行うことが必要。

ウ 陸上部隊の消防活動

- ・水利確保のため、自然水利を利用できる海水利用型消防水利システムや、大型水槽付き放水車等の水利確保に有効な車両の整備が必要。
- ・山林内でも走破性が高く、背負い式消火水のうなどの資機材を搭載した林野火災対応ユニット車の整備が必要。
- ・延焼危険の高い建物等及びその付近への予防散水等の事項を勘案し、飛び火警戒要領を見直すことが重要。

エ 航空部隊による消火活動

- ・安全に十分留意した上で活動空域に見合う十分な機数の航空機を確保し、消火効率を高める運用が重要。
- ・大型で散水量の大きい自衛隊ヘリと消防防災ヘリとの間で活動区域と役割分担を適切に行うことが重要。
- ・直接消火に加えて間接消火を組み合わせることや、散水量を高めるための有効な機体、消火薬剤の活用などの様々な方策について検討していくことが必要。
- ・衛星通信機器も活用して、全ての場所で情報伝達が可能な体制を確立するとともに、陸上・航空部隊間で活動場所等を効果的に共有するため、グリッド図の活用を促していくことが必要。

(2) 消防団の体制強化

ア 消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築

- ・電波が届かない不感地帯をあらかじめ把握するとともに、衛星通信機器も活用した情報伝達手段の充実を図ることが必要。

イ 大規模火災に的確に対処できる体制の強化と資機材の整備

- ・背負い式消火水のうなど消防団の装備の充実を図ることが必要。
- ・広範囲にわたった延焼状況等を確認できるドローンの活用を更に促進するとともに、消防団員のドローンの操縦技能の向上を図ることが必要。

ウ 自主防災組織等と連携した取組

- ・自主防災組織等と連携し、地域住民と顔の見える関係の構築や防火・防災に関する知識等を共有できるコミュニケーション機会の創出、実践的な避難訓練を推進することが必要。

(3) 林野火災における住民避難

- ・市町村において、避難情報の発表に関する基準や考え方を事前に整理・検討しておくこと、林野火災に適した避難先をあらかじめ定

めた上、具体的な避難先を検討することが重要。

- ・市町村は避難情報等の周知に当たり、防災行政無線、防災アプリ等を用いた災害情報伝達手段の多重化・多様化を推進することが重要。
- ・強風下においては、防災行政無線の屋外スピーカーが聞き取りにくい場合があることから、戸別受信機も活用することが有効。
- ・自主防災組織等、住民参加による大規模林野火災に対応した避難訓練をはじめとした各種の避難訓練等を実施することが重要。

3 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

(1) 新技術・新装備の研究開発の推進

- ・ドローンによる空中消火など、諸外国における新技術・新装備の活用事例や消防以外の分野で使用されている重機等の技術の活用事例を踏まえ、研究を推進することが必要。
- ・林野火災が発生した場合の住家等への延焼拡大リスクを評価できるシミュレーション技術の研究開発や、飛び火による火災発生を警戒・防御するための効果的な散水方法等に関する研究などを推進することが必要。

(2) 消火薬剤の効果的な活用の検討

- ・残火処理など散水場所が限定される場合における消火薬剤の活用方法に関する要領を、令和8年の林野火災に向けて明確化することが必要。
- ・一般的な活用については、令和9年の林野火災に向けて、個別の消火薬剤の効果や健康・環境影響に関する評価方法等とともに検討し、令和8年中を目途に示すことが必要。

4 災害復旧及び二次災害の防止活動

- ・激甚災害地にあっては、土砂流出を防止するための治山対策として、危険個所の調査・点検、および治山施設の整備を適切に行うことが必要。

3 消防庁の対応

8月26日の報告書取りまとめを受け、消防庁から各都道府県知事に対し「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」(令和7年8月29日付消防庁次長通知)とともに、「火災予防条例(例)の一部改正について(通知)」(令和7年8月29日付消防庁次長通知)等の関連通知を発出しました。

特に、火災予防条例(例)の一部改正については、林野火災注意報や林野火災警報の仕組みを整備するものであり、令和8年の林野火災シーズンに向けて、各市町村の火災予防条例を速やかに改正していただくことになるので、消防庁としては、適宜のフォローアップと、必要に応じた助言等の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、8月29日に行った令和8年度予算概算要求においても、報告書で整備すべきであるとされた林野火災に対応するための車両、資機材等を要求事項として盛り込みました。今後、本年度の補正予算による対応も含め、全国消防機関における配備を順次進めてまいりたいと考えております。

そして、対策の導入・実践に当たっては、報告書における提言内容を実効性のある形で現場に展開していくこと、また、継続的に検証を行いながら必要に応じて改善を図っていくことが重要であると考えております。消防庁としては、全国の消防関係者の声に丁寧に耳を傾けながら、林野火災対策の充実強化に取り組んでまいります。

なお、検討会報告書は、総務省消防庁ホームページに掲載されています。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/06/houkokusyo.pdf

大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書 概要

- 令和7年2月26日、岩手県大船渡市において発生した林野火災について、消防法(第35条3の2)に基づく消防庁長官調査を実施

火災概要：延焼面積：約3,370ha(昭和39年以降最大)、焼損棟数：住家90棟、住家以外136棟
2月26日発見、3月9日撲滅、4月7日警報
出火原因：新ストーブの燃え火の粉を起因として出火した可能性が相対的に高いことは認められるが、具体的な発火原因等の特徴には至らなかった。
延焼要因：林野内の可燃物が乾燥していたこと(2月の月雨量が観測史上最少)と火災初期の強風(最大瞬間風速18.1m/s)により、樹冠火を伴う激しい燃焼と延焼火の発生。
その後、リスモアの延焼や地帯ごとの局地的な風の影響を受け、多方面へ延焼。)
- 本火災を踏まえた対策を検討するため、消防庁及び林野庁を事務局とした検討会を開催



今後の消防防災対策

第1 林野火災における予防・警報のあり方

1. 予防・警報のあり方

- 林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令

	林野火災注意報	林野火災警報 (既存の消防法に基づく火災警報の制度を活用)
発令指標 (例)	前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下、または、乾燥注意報が発表 ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りない。	左記の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合
内容	屋外での火の使用等について注意喚起(罰則なし)	屋外での火の使用等の制限(罰則あり)

※ 各市町村において、地域の特性等に応じて発令指標に調整を加えることや、対象地域を限定することを可能とする。

→ 令和7年8月29日付け消防予第383号・消防待第159号により、火災予防条例(例)を改正。

- 少雨の状況の全国的な広がりがある場合、気象庁と消防庁との合同による臨時の記者会見等を通じた注意喚起・解説を実施
- 火災予防条例(例)に、たき火を届出の対象とするよう明確化(対象となるたき火(時期や区域)については、市町村が設定可能)
- 2. 林野火災に係る広報・啓発の強化
- 政府広報やSNS等の活用により、たき火等の行為者やレジャーによる入山者等も含め広く国民に対して注意喚起
- 3. 林野火災に強い地域づくり
- 延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動に必要な林道等の整備、林野に近接する居住地域における防火対策の推進等

大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書 概要

今後の消防防災対策

第2 大規模林野火災に対応できる消防体制のあり方

1. 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

- 的確な情報把握のため、夜間の監視に対応できるドローン等を整備
- 消火水利の確保のため、自然水利を利用してできるスーパーポンバーや、大型水槽付き放水車等を整備、消防防災ヘリの増強
- 山中の部隊投入のため、悪路走破性の高い林野火災対応ユニット車を整備



- 予防散水の実施等を勘案した飛び火警戒要領の見直し

2. 消防団の体制強化

- 消防団からの情報が迅速な避難指示の発令につながる等、初動から鎮火まで長期にわたり極めて重要な役割
- 衛星通信機器も活用した情報伝達体制の構築
- 残火処理に有効な背負い式消火水のう等の整備

3. 林野火災における住民避難

- 防災行政無線戸別受信機の活用やSNS等、災害情報伝達手段の多様化
- 自主防災組織等、住民参加による避難訓練の実施

第3 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

1. 新技術・新装備の研究開発の推進

- ドローンによる空中消火や遠隔操作消火ロボットによる延焼阻止活動等の技術・装備の研究開発
- 林野、市街地にまたがる火災に対応できる延焼シミュレーション技術の研究開発



2. 消火薬剤の効果的な活用の検討

- R8年の林野火災に向けて、散水場所が限定等される場合(消火処理等)の活用要領を明確化
- 空中消火を含む一般的な活用について、R9年の林野火災に向けて、個別の消火薬剤の有効性や、健康・環境への影響に関する評価方法等とともに、R8年中を目指して具現化



第4 災害復旧及び二次災害の防止活動

- 被災森林の迅速な復旧や土砂流出防止のための治山対策の適切な実施

図 大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書 概要